

I. 使命・目的**1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性****1-1-①意味・内容の具体性と明確性**

本学の設立法人である御船学園は「九州から音楽文化を発信する」の建学の精神を基本理念にして、学園の充実発展を遂げてきた。平成13(2001)年4月に改組転換し熊本音楽短期大学から平成音楽大学となった。それまでの大学の使命・目的を継受している。そのことは、大学に改組した折から学則の第2条に掲げている。学生便覧に学部の目的として前述した4つの基本理念をあげ、更に詳細に学科別の目的を明確にしている。「音楽学科の目的」として、音楽芸術の学習を通じて情操を高め“豊かな感性”と“和の心”を涵養し、“想像力”と“健全な身体”を養成すると共に、本学が音楽文化の発信地となることを目指す。また、「こども・幼児音楽教育学科の目的」として乳幼児期に音楽が与える感性、美的情操や心理的情緒等の効用につき専門的に教育・研究し、保育園や幼稚園に於いて適宜、適切に音楽を提示できる保育士、幼稚園教諭を育成することを目的とする。と定め教育に取り組んでいる。

周知方法としては、学生便覧を全学生及び全教職員(非常勤講師等を含む)へ配布している。大学紹介パンフレット及び入学試験要項は、九州管内の高等学校、音楽指導者及び受験希望者等へ4,000部以上を送付して明確にしている。

1-1-②簡素な文章化

- ①「音楽芸術の真理の探求」
- ②「創造性豊かな心を持つ人間育成」
- ③「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」
- ④「福祉の進展に寄与する人材の育成」

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性**1-2-①個性・特色の明示**

本学園の建学の精神は、九州で中央の音楽大学に劣らない音楽教育を実施し、全国各地で活動できる音楽の実力を持った学生を育成すること。即ち「九州から音楽文化を発信する」が建学の精神である。この事が個性であり本学の特色である。このことは各公報ツールの中に明示している。

1-2-②法令への適合

本学園の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的に、「コンプライアンス(法律遵守)」の推進に必要な事項を定める、学校法人御船学園・平成音楽大学コンプライアンス規程により、法令への適合を図っている。

1-2-③変化への対応

社会変化等への対応としては、国が進めている「幼保連携型認定こども園」に対応できる人材の育成並びに学生の多様な価値観に対し、各自の能力や個性を自由な発想で伸ばしていくミュージックパフォーマンスコースを開設したが熊本私立大学協会と大学コンソーシアム熊本そして熊本県内外の高等教

育機関との連携を保ちながら、社会情勢を察知し対応策を講じる。

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①役員、教職員の理解と支持

本学は理事会と教授会とが連携をとって業務執行が出来るよう「運営委員会」を設けている。座長を理事長・学長が務め、法人局長兼理事、常任理事と学部長、図書館長、各学科の学科長、事務局長で構成している。

毎月一回実施の教授会や毎週実施の事務職員連絡会に於いて時に応じて大学の使命・目的を表明し教職員の理解と支持を得る。役員は、大学の目的・使命に基づき審議しこれらの機会を通して理解と支持を得る。

1-3-②学内外への周知

大学紹介パンフレット、入学試験要項、学生便覧等の印刷物とインターネットによるホームページ等により行っている。

1-3-③中期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学校法人御船学園が経営する平成音楽大学は「九州唯一の音楽単科大学」として、九州から音楽文化を発信することの学園の基本ビジョンを達成するため、平成23年度から7ヶ年の中期計画を策定し最大の事業計画として政令指定都市の熊本市中心部への移転を計画した。現在はこれを一旦白紙に戻し学生確保を第一義に見直し財政再建と経営基盤確立に努めながら熊本市中心部に設置した熊本市キャンパス・サテライトステージの活用と御船本校舎の教育環境整備に重点を置く。

また、3つの方針である中央教育審議会大学分科会制度・教育部会から出た「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」等への使命・目的及び教育目的を反映させるよう学部と各学科のポリシーを詳細にする。

1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学は理事長・学長の諮問機関として「運営委員会」を設けている。大学の使命・目的に基づく教育研究上の機能を遂行するために、将来の社会情勢、経済情勢及び教育情勢の変化に対応することが必要である。学長からの諮問や教育研究に関する検討課題を取り上げて協議・建議を行うようにしている。検討の段階で検討課題の性質によって適切な教員を加えることにしている。検討の結果、実行可能な項目については教授会及び各種委員会での検討を経て、実行する。

演奏表現専攻の3コース、音楽文化コミュニケーション専攻の6コースによる「音楽学科」を組織し、併せてこどもの豊かな感性を育てることをキーワードに「こども学科」による教育組織で教育目的を達成する。

II. 学習と教授

教育内容・方法、学習評価、教員配置等、学生受入れ、学習及び授業の支援

2-1. 学生の受入

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では教育の基本理念として次の4つを掲げている。

1. 音楽芸術の真理の探究
2. 創造性豊かな心を持つ人間の形成
3. 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材の育成

4. 福祉の発展に寄与する人材の育成

このことは学則に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の錬磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする」と記している。受験生に対してのアドミッションポリシーはこれに基づいて意欲、適性などの面から次のように示している。

(音楽学部音楽学科)

- ・音楽芸術の真理を探求する情熱を持つ人
- ・技術の向上と知識の習得に務める人
- ・豊かな感性をもつ人
- ・心のハーモニーを求め続ける人

(音楽学部こども・幼児音楽教育学科)

- ・子どもの音楽文化を探求する情熱をもつ人
- ・技術の向上と知識の習得に努める人
- ・豊かな感性を持つ人
- ・心のハーモニーを求め続ける人

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

学校法人御船学園中期(平成23年度～平成28年度)事業計画書

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学試験には、推薦入学試験、指定校推薦入学試験、AO入学試験、特待生入学試験、一般入学試験及び編入学試験がある。各入学試験における入学者の選考の方法及び大綱的基準等については、「平成音楽大学入学者選考規程」によって定めている。その中で入学要件としては、高等学校卒業者及び当該の年度末卒業見込みの者。または、文部科学大臣の指定した者等の出願資格を持っていること。その者が前述のいずれかの入学試験を受験し、その結果で合否を判定した上で入学を許可している。受験科目については学科またはコース毎にそれぞれ音楽実技の課題(試験曲など)を課している。その配点及び境界点(合否)をそれぞれに定め定員に沿った学生受け入れに努めている。

2-2. 教育課程及び教授方法

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方法の明確化

本学の教員組織は設置基準上では問題はない。音楽学科においては専門コースを細分化し、コース毎に主任教授及び専門教員を数名ずつ配置しているが、コースの中には専任教員が1人だけのところもあり、専門性また教育的な面でアンバランスである。その点を配慮しつつコースの見直しを行い、併せて教員が高年齢者に偏っていることを解消するよう教員の配置整備を図る。

一方、教職課程を組織する教員組織はほぼ良好であるが、幼稚園教諭の教科の科目である国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育については6教科中5教科を開講しなければならない。その上でいずれか3科目にそれぞれ1人以上の専任教員が必要とされている。本学では国語、生活、音楽、図画工作、体育の5教科を開講し音楽、生活、体育の3科目に専任教員を配置している。基準に抵触しない教員組織が保たれている。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法

芸術系の学部であり、学生は基本的に演奏家やミュージシャンを目指す者や、個人レスナー等を希望する者であり、それぞれが希望する将来を見つめながらそれらの実現に向けて専門分野を学んでいる。そこで学生一人一人の資質や適性に応じた教育をモットーとして、より高度な技能習得のための教育を行っている。音楽芸術の追求となると大学4年間で完成するものではなく、むしろ卒業後も経験を踏み他者と切磋琢磨しながら知識や技術、感性、表現力が磨かれるものでもある。

このような中、学生は演奏家としての音楽活動か、一般企業等への就職活動かの選択を何時判断するか困難な状況にあると思われる。

卒業後もやはり何らかの形で音楽に関わりたいという気持ちが強く、他系統の学部学生のようにはっきりした形で企業等への就職を希望する者は多くはない。

必ずしも将来のことを考えていないということではないが、卒業後の就職のことよりも音楽に対する向学心や演奏活動等を優先している者もいる。

そのような中で、3年生においては進路指導の個人面談を4月のオリエンテーション時及び8月の夏期休業前に行い、その結果を保護者に連絡することにより夏期休業中に学生と保護者が進路についてじっくり話し合う機会を設けることにしている。

4年生についてはオリエンテーション時に進路調査面談を、その後、進路未決定者に数回に及ぶ個人面談を実施している。しかしながらなかなか面談に応じない学生もおり卒業直前まで進路指導・進捗状況の把握がずれ込むことがある。

教職を目指す学生や音楽療法コース、幼児音楽教育学科の学生は就職に対する目的意識が明確であり比較的進路指導がやりやすい環境にはある。音楽療法コースにおいては指導教員及び学生の常日頃の医療機関、福祉施設等への実習などを通じた積極的な関わりにより、県内はもとより九州各県より音楽療法士の求人が多く寄せられつつある。

教員採用考查対策としては就職委員会とは別に教職課程委員会において担当している。特別講座を実施したりオフィスアワーを活用するなどして、受験対策から実施している。

2-3. 学修及び授業の支援

2-3-①教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による

学習支援及び授業支援の充実 担任制の導入

2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化と

その厳正な適用

卒業判定資料、教育職員免許取得判定資料、音楽療法士資格取得判定資料、幼稚園教諭免許取得判定資料、保育士養成課程修了判定資料、専攻科修了判定資料

2-5. キャリアガイダンス

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための

体制の整備

まず4月のオリエンテーション時に就職セミナーを開催。講師は毎年違う方で、現在卒業生として活躍している方を中心にお願いしている。

出席した学生にもわかりやすいように、それぞれの講師の実体験に基づいて講話してもらっている。

また、就職課による進路希望調査も毎年4月に全学年を対象に実施し、6月には、自衛隊募集説明会、7月には、ヤマハ、カワイの企業・グレード説明会を開催している。3年次には、「就職活動のてびき」を配付し、学生の就職意欲を高めている。また、不定期ではあるが、ヤングハローワークからの就職情報を開示して、学生に情報を提供している。

7月に3、4年生、12月に4年生、1月に3年生を対象に学生・就職委員による面接を実施している。この面接により、面接時の心構えや、履歴書の書き方等を指導している。

さらに、キャリア支援講座として開講している文化芸術論の授業では、マナー講座とともにエントリーシートの書き方なども講座の中に含めている。

一方就職資料室においては、就職・進学等に関する情報提供として企業から送付された求人票、会社説明会チラシ、各種資料の展示・提供等を行うとともに学生がいつでも自由に利用できるパソコンを3台設置してインターネットにより求人や説明会開催等の就職情報が検索できるようにしている。

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発

本学の教育研究活動の向上のための取組として「公開授業」「学生による授業評価」を主体としたFD(ファカルティ・デベロップメント)の活動を実施していたが、ここ数年活動が滞っている。

公開授業研究では互いの授業から、授業の組み立てや指導方法について学び合い、自分の日常的な授業の改善に生かすことをねらい、公開授業と授業検討会の実施を活性化させる必要がある。

2-6-②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けて評価結果のフィードバック

公開授業による評価手順は、公開授業終了後に記録係・授業見学者及び本人で授業検討会(意見交換会)を行う。その記録を公開授業ワーキンググループで保管すると共に年度ごとに冊子に纏め教授会を始め各教員に報告する。しかしここ数年は滞っている。

2-7. 学生サービス

2-7-①学生生活の安定のための支援

学生への学習支援は、教務委員会を中心に全専任教員で指導している。新入学生及び在学学生に対するオリエンテーションを入学式当日から授業開始までの2日間重点的に行っている。

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生が安心した学生生活を送るために学生相談室を設け、専門のカウンセラー1名と専任教員4名で学生の相談に乗っている。

これは人との関わりが苦手でコミュニケーションが上手くいかない学生

や些細な言葉や状況によって容易に傷つく学生が増えていることに対応するものである。

5月に開催される学生大会においては学生から様々な意見や要望が出される。これに対しては教職員と学生会役員で構成する学友会協議会において話し合い解決していく。

2-8. 教員の配置・職能開発等

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員組織は次表に示すとおりで、平成26年5月1日現在20名であり、大学設置基準上の必要教員数と同数である。

学部	学 科	定 員		教 授	准教授	講師	助教	合 計	
音 楽 学 部	音楽学科	280	(実員)	6	4	2	0	12	
			(基準)	4	3			7	
	幼児音楽教育学科	120	(実員)	3	2	3	0	8	
			(基準)	3	3			6	
	大学全体での定め	400	(実員)	上記二学科のオーバー教員で充当する。					
			(基準)	4	3			7	
	総 計	400	(実員)	9	6	5	0	0	
			(基準)	11	9			0	
(差)			-2	+2			±0		

音楽学科では、中学校教諭一種免許状(音楽)、高等学校教諭一種免許状(音楽)の教職課程を設けている。また、幼児音楽教育学科では、幼稚園教諭一種免許状の教育課程を設けている。いずれも次表のとおり教員組織の基準に対応している。

●教科に関する科目

○音楽学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
中・高教諭一種(音楽)	3人以上 (内教授が1人)	14人 (教授7人)	+11人 (教授+6人)

○幼児音楽教育学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
幼稚園教諭一種	国語、算数、生活、 音楽、図画工作、体 育から三教科3人	音楽 3人 体育 1人 生活 1人	+2人

●教職に関する科目

○音楽学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
中・高教諭1種(音楽)	2人以上	2人	±0人
① [「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」] = 1人			
② [「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等にする科目」] = 1人			

○幼児音楽教育学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
幼稚園教諭 1 種	3 人以上	3 人 (1 人音楽学科を兼任)	± 0 人
① [「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」] = 1 人以上 ② [「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に する科目」] = 1 人以上 合計 3 人以上			
免許教科	基準教員数	実員教員数	差
保育士	6 人以上	8 人	+ 2 人
①保育の本質 = 1 人、②保育の対象 = 1 人、③保育の内容 = 1 人 ④基礎技能 = 3 人、⑤保育実習 = 2 人			

上記のとおり十分に基準を満たしている。

**2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の
資質・能力向上への取組み**

教員の採用・昇任については「平成音楽大学教員選考規程」で選考作業を明確にしている。教員の採用・昇任が必要となったときは、学長がその候補者の教員資格について教授会に諮問する。教授会構成員の中で組織する「教員資格審査委員会」において諮問に係る審査を行い、結果を教授会に報告する。教授会は審査結果を確認し資格の有無を決定し学長に答申する。学長は理事長に結果を報告し理事長は理事会の議を経て教員の採用または昇任を行うこととしている。

教員昇格は毎年 1 回該当する者がいないか審査会を行っている。その他は主に教員の退職により欠員が生じる場合、また、新たに学科・コース等を設置する場合に不足する分野の教員を補う場合に限り採用・昇格を行っている。教員資格審査委員会は、学部長を委員長及び議長とし役職教員で組織するが、業績等の審査を専門性及び公平性から審査するために、その都度審査に係る専門分野又はその関連分野を担当する教授を加えて構成している。教員の採用・昇格の方針に基づく規程は「平成音楽大学教員選考規程」である。選考基準に関しては、研究業績等の審査の観点及び基準等を「平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規」に従い、①教育・学術研究業績、②演奏活動業績、③社会的活動の分野に分けてそれぞれを評価し、教授、准教授、講師、助教及び助手に要件を定めて行っている。

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

音楽学部は 2 学科からなり、それぞれの教育目的を有している。

<音楽学科>

教育理念に基づき、音楽を通じて地域や人のつながりを築き、学生の個性・能力等に応じた教育研究を重ね、専門分野の人材を育成するため、音楽領域と教養領域のそれぞれを独立した年次課程として分離せず、入学年次より音楽領域と教養領域を並行して行っていることは、音楽に関する技術の習得には継続性と長い期間を要することを根拠としている。

このことは同時に、教養領域と音楽領域の両者の相互浸透により、教育目的が効

果的に達成されることを意図するものであり、本学の伝統的な教育課程を編成していることは共通している。また、社会貢献、文化発信をテーマに学内外での演奏会、研究発表会、音楽によるボランティア活動を実施している。

< 幼児音楽教育学科・こども学科 >

教育課程は、乳幼児の音楽教育を考える場合、乳幼児の音楽の発達心理学等の一般的教養はもとより、乳幼児そのものの心身の発達の特徴や育児・指導法等の基礎的な対応のあり方を併せて習得させる必要がある。

生かすことが望まれる。

Ⅲ. 経営・管理と財務

理事会、ガバナンス、経営の規律、執行体制、財務基盤・収入、財務情報の公開、会計

3-1. 経営の規律と誠実性

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

公認会計士による期中の監査は延べ141時間を要している。監査では、計算書類、各帳簿、伝票、証憑書類の検証をおこなうほか、理事会・評議員会の議事録を閲覧し、重要な会計処理等に係る議事が確実になされているかの確認がおこなわれている。また直接、理事及び会計責任者・担当者に説明を求め、事情の確認及び指導・助言をおこない、監査終了後には会計士よりその結果を事務責任者に報告している。更に、当方が公認会計士に要望し、学園の財務分析結果等を常務理事会に報告することもある。

監事は、定例及び臨時の理事会・評議員会に常に同席して、必要あるごとに意見を述べて貰っている。

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

学園の経理は、学校法人会計基準及び本法人の経理規程（細則を含む）により処理をしている。経理処理に問題が生じた場合は、公認会計士と随時連絡をとり、適正な処理ができるよう努めている。

予算執行においては、毎月末の状況を、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、その他の付属書類をもって報告しており、理事側への情報伝達に努めている。

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

公益通報規程、御船学園・平成音楽大学コンプライアンス規程を定め、コンプライアンスの取組推進を図っている。その事務処理は運営委員会が行っている。

3-1-④環境、人権、安全への配慮

平成音楽大学課題研究(危機管理)特別委員会規程、キャンパスハラスメントの防止規程、防火管理規程・消防計画、個人情報収集、利用、管理に関する基本方針、コンプライアンス規程等により学園の環境、人権、安全への配慮を行っている。

3-1-⑤教育情報・財務情報の公開

私立学校法第47条により資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書を毎会計年度終了後、会計課で保管している。情報公開にあたっては、平成16(2004)年度より本学内広報誌やインターネットのホ

ホームページに諸書類の大科目を記載している。

3-2. 理事会の機能

3-2-①目的・使命の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学長は、教学面について大学の意見をまとめ、必要に応じて運営委員会に図り、諸問題に対する検討を提言している。また、学長は理事長として学園の意思決定に参画し、管理部門と教学部門の機能分担が円滑になされるべく努めている。

理事会には理事、監事以外に学長職、事務局長職の理事が出席しており自由に意見を述べている。したがって管理部門の意思は十分に教学部門（教授会等）に反映され、教学部門（教授会等）の意思も管理部門に反映され、現在の管理部門と教学部門の関係は問題なく機能している。今後も学長を頂点とする教育運営組織の充実と法人組織との連携に努めていく。

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

教授会と理事会の意見疎通を円滑にするため、常勤理事2名を含む大学の役職教職員7名で組織する「運営委員会」を設置し、学長の責任ある強いリーダーシップを発揮できるよう学長を補佐していく機関としている。

3-4. コミュニケーションとガバナンス

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

各種委員会及び部会等によって検討された事項は、運営委員会又は代議員会（軽微な事項は教授会に変わって決定することが出来るとしている。）で再度検討し学内のコミュニケーションを図っている。

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

適時に運営委員会が開催され、理事会と教授会議題等について検討し企画立案、情報交換のほか相互のチェックの場となっている。評議員の出席は良好であり、監事は理事会、評議員会に出席し業務の進行についてチェックを行っている。

3-4-③トップのリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長・学長は大学の意思決定に中心的な役割を果たし十分なリーダーシップを発揮している。教員の意見や提案は各種委員会で審議され、職員の提案は起案をして決裁を受けることでトップに上申される。トップは常日頃から教職員や学生とコミュニケーションを図りリーダーシップとボトムアップのバランスは取れている。

3-7. 会計

3-7-①会計処理の適正な実施

学園の経理は、学校法人会計基準及び本法人の経理規程（細則を含む）により処理をしている。経理処理に問題が生じた場合は、公認会計士と随時連絡をとり、適正な処理ができるよう努めている。

予算執行においては、毎月末の状況を、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、その他の付属書類をもって報告しており、理事側への情報伝達

に努めている。

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

公認会計士による期中の監査は延べ141時間を要している。監査では、計算書類、各帳簿、伝票、証憑書類の検証をおこなうほか、理事会・評議員会の議事録を閲覧し、重要な会計処理等に係る議事が確実になされているかの確認がおこなわれている。また直接、理事及び会計責任者・担当者に説明を求め、事情の確認及び指導・助言をおこない、監査終了後には会計士よりその結果を事務責任者に報告している。更に、当方が公認会計士に要望し、学園の財務分析結果等を常務理事会に報告することもある。

監事は、定例及び臨時の理事会・評議員会に常に同席して、必要あるごとに意見を述べている。

IV. 自己点検・評価

自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

4-1 自己点検・評価の適切性

自己点検・評価については学則第3条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定めているように、自己点検・評価を大学運営上の重要事項と位置付け、これを行うことが本学教育の改善向上に資するとともに社会の信頼に応える上で重要な責務と認識している。

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己評価は、学則第3条に基づいている。学則に基づき学長を中心とした自己点検・評価委員会において大学の理念、組織、教育研究活動、施設、財政等に関して自己点検評価を実施し、理事会に報告する。

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

本学の「自己点検・評価委員会」組織は、学長を委員長として、学部長、各学科長、事務局長、総務部長が委員となり、庶務課を事務所管として学内から幅広く情報を集約する体制となっている。自己点検・評価委員会の評価結果は教授会、理事会に報告され授業改善や次年度のシラバスに役立てている。

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

学校教育法施行令第40条で7年以内と定められた「認証評価」を改革・改善のための基本評価スケジュールとして継続的に実施し、本学の教育研究活動等の質向上に資するよう努めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価はFD委員会で実施する授業評価アンケート、公開授業報告のデータ等を資料として自己点検評価を実施する。

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

授業評価はFD委員会で把握し改善検討を図るために公開授業、授業評価の2つの調査を実施する。この2つの調査を中心として自己点検・評価委員会で分析し現状を把握する。

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成21年度は日本高等教育評価機構において第1回目の認証評価を受審し機関別評価として「認定」の評価を受けたが、その際の「認証評価結果報告書」は学内外へ公開している。自己点検・評価委員会は、評価結果を理事会に報告し各教職員には学内メールにて配信し授業改善の活用を行っている。授業評価アンケート結果はウェブサイト上に掲載し透明性を保持する。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-2-①自己点検・評価結果の活用のための経営サイクル（PDCA）

サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価は毎年実施しており、自己点検。評価委員会からカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて見直しの意見があり検討の結果、各学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーを付け加えた。また、昨今の自然災害、事故、犯罪等発生の多さを考慮して危機管理マニュアル作成を図る。エビデンスに基づいた現状把握に努め、問題点を把握し改善策を検討し、計画（P）、実行（D）後の点検・評価（C）、改善（A）のサイクルを図る。経営サイクルにおける「check（点検・評価）」機能は果たせていると考える。